

2024年1月5日 学生課

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域における災害で家計が急変した方に対し、以下の奨学金の推薦を受け付けています。下記内容を確認のうえ、申請を希望する場合は奨学金係までご連絡ください。

#### 【災害救助法適用地域】

適用地域の詳細については、日本学生支援機構ホームページ（災害救助法適用地域）をご確認ください。下記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

#### [災害救助法適用地域](#)

#### 【給付奨学金（家計急変）】

対象：家計急変の事由:D.生計維持者が震災、火災、風水害に被災した場合であって、次のいずれかに該当

- ①生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- ②生計維持者の一方（又は両方）が事故または病気により半年以上就労が困難
- ③生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）
- ④被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

制度詳細は、こちら[給付奨学金（家計急変）](#)で確認してください。

#### 【貸与奨学金 緊急採用・応急採用】

対象：災害により家計が急変し、奨学金の貸与を希望する方。（[災害救助法適用地域](#)の世帯の学生）

制度詳細は、下記 Web ページをご確認ください。

#### [緊急採用（第一種奨学金）](#)

#### [応急採用（第二種奨学金）](#)

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金：無利子)	2024年1月以降で申込者が希望する月	2024年3月（※）
応急採用 (第二種奨学金：有利子)	2023年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

(※) 2024 年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、「緊急採用（第一種奨学金）継続願」の提出があった場合には、修業年限の終了月まで貸与を継続します。

**【JASSO 災害支援金】**

対象：学生または生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方

制度詳細は、下記 Web ページをご確認ください。

[災害にあわれた学生・留学生への支援金 \(JASSO 災害支援金\)](#)

**【担当窓口】**

学生課 奨学金担当